## 広島県教育委員会訓令第七号

本

地方機関

学校以外の教育機関

県

<u>\f</u>

学

校

規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 職員の旅費の支給に関する規程及び技術員のうち再任用された職員の給与の特例に関する

平成二十一年四月一日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

## 特例に関する規程の一部を改正する訓令 職員の旅費の支給に関する規程及び技術員のうち再任用された職員の給与の

(職員の旅費の支給に関する規程の一部改正)

条 職員の旅費の支給に関する規程 (昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号) *の* 

部を次のように改正する。

第二条第一項中

区 島 県

技術員の給与に関する規程 (昭和三十二年 広島県教育委員会 広島県議会事務局 訓令第一号) を 「技術員

広島県警察本部

給与に関する規程(平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号)」 に改める。

第五条第二項中「在勤庁を」を削る。

(技術員のうち再任用された職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

第二条 技術員のうち再任用された職員の給与の特例に関する規程(平成十三年広島県教育

委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

**牙一条中** 

広 島 県

技術員の給与に関する規程 (昭和三十二年 広島県議会事務局 広島県教育委員会 訓令第一 号。 以下 「技術員

広島県警察本部

給与規程」という。 を「技術員の給与に関する規程(平成二十一年広島県教育委員会

訓令第五号。以下「技術員給与規程」という。)」に改める

附則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。